

バスターミナルのバリアフリー化について

【バリアフリー化の目標】～移動円滑化の促進に関する基本方針(平成12年11月15日告示)～

「1日当たりの平均的な利用者数が5千人以上であるバスターミナルに関し、平成22年までに、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、便所がある場合には身体障害者対応型便所の設置等の移動円滑化を原則としてすべてのバスターミナルについて実施する。また、これ以外のバスターミナルについても、地域の実情にかんがみ、利用者のみならず、高齢者、身体障害者等の利用の実態等を踏まえて移動円滑化を可能な限り実施する。」

バスターミナルの段差への対応施設数及びエレベーター・エスカレーター設置施設数
(平成15年3月末現在)

区 分	項 目	施設数	移動円滑化基準適合施設数	段差が解消されている施設数(移動円滑化基準第4条に適合)	エレベーターの設置施設数		エスカレーターの設置施設数		
				割合(%)		割合(%)		割合(%)	
全てのバスターミナル		216	21	88	40.7%	22	10.2%	20	9.3%
	1日当たりの利用者数が5000人以上の施設	45	11	32	71.1%	15	33.3%	13	28.9%
	うちターミナルが1階以外に設置されている施設	9	4	7	77.8%	9	100.0%	8	88.9%

(注)バスターミナルとは、一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車ターミナルであり、旅客の乗降のため事業用自動車を同時に2両以上停留させることを目的として設置した施設であって、道路の路面その他の一般交通の用に供する場所を停留所として使用するもの以外のものである。